

更生指導業務の実施に関する訓令を次のように定める。

昭和 31 年 3 月 23 日

防衛庁長官 船 田 中

## 更生指導業務の実施に関する訓令

改 正 昭和 34 年 12 月 2 日庁訓第 67 号附則 3  
昭和 35 年 12 月 26 日庁訓第 59 号附則 4  
昭和 36 年 2 月 20 日庁訓第 7 号  
昭和 41 年 9 月 30 日庁訓第 30 号附則 6  
昭和 49 年 3 月 1 日庁訓第 3 号  
昭和 57 年 4 月 30 日庁訓第 19 号  
平成 3 年 3 月 19 日庁訓第 5 号  
平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号第 165 条  
平成 21 年 3 月 27 日庁訓第 22 号第 3 条  
平成 28 年 6 月 28 日省訓第 48 号  
令和 6 年 3 月 29 日省訓第 42 号附則 2

### (更生指導業務の内容)

**第 1 条** 自衛隊中央病院長（以下「病院長」という。）は、職業能力開発センター（以下「センター」という。）において更生指導業務として、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった自衛官及び事務官等（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 27 年法律第 266 号）第 4 条第 1 項に規定する事務官等をいう。第 4 条第 3 項において同じ。）（同条第 1 項において「公務災害者等」という。）の身体運動機能の回復のための医療的指導に併せて、木製品の修理及び製作、電子機器の操作による事務処理その他の職能に関する指導を行うものとする。

### (病院長に対する指揮監督)

**第 2 条** 前条の規定により病院長の行うべき職務に関する防衛大臣の指揮監督は、陸上幕僚長を通じて行うものとする。

2 病院長は、前条の規定により更生指導業務を実施するに当たっては、陸上幕僚長の監督を受けるものとする。

### (実施計画の承認)

**第 3 条** 病院長は、毎会計年度の更生指導業務の実施計画を作成し、陸上幕僚長を経由して、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

### (更生指導を受けるべき者の決定等)

**第 4 条** 病院長は、公務災害者等について、実施機関の長（防衛省職員補償実施規則（昭和 30 年防衛庁訓令第 73 号）第 3 条第 1 項に規定する実施機関の長をいう。次項において同じ。）を通じて（自衛隊中央病院に入院中の者にあつては、直接）センターにおいて更生指導を受けることの希望の有無を調査し、更生指導を受けるべき者及びその者が受けるべき更生指導の種類を決定するものとする。ただし、その決定に当たっては、あらかじめ陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

2 病院長は、前項の規定により更生指導を受けるべき者及びその者が受けるべき更生指導の種類を決定した場合には、実施機関の長を通じて（自衛隊中央病院に入院中の者にあつては、直接）当該者にその旨を通知するものとする。更生指導を受けるべきでないと決定した者についても、同様とする。

3 自衛隊中央病院の自衛官又は事務官等の任用又は補職を行う者は、第 1 項の規定により更生指導を受けるべきものと決定された者について、自衛官にあつては自衛隊中央病院に補職し、又は補職替えをし、事務官等にあつては自衛隊中央病院に置かれる官職に転任させるものとする。

### (規律)

**第 5 条** 前条の規定により更生指導を受けるべきものと決定された者は、センターにおいて、病院長の

定める更生指導の課程を履修しなければならない。

(駐屯地業務に準ずる業務)

**第6条** センターにおいて更生指導を受けている者について病院長が三宿地区における駐屯地業務等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第79号)第4条第1項の規定による業務を行う場合においては、自衛隊中央病院に入院中の隊員と同様に取り扱うものとする。ただし、これらの者に対する食事の支給に関しては、三宿駐屯地司令が行うものとする。

(委任規定)

**第7条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施について必要な事項は、病院長が陸上幕僚長の承認を得て定める。

附 則

この訓令は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和34年12月2日庁訓第67号)

この訓令は、昭和34年12月4日から施行する。

附 則(昭和35年12月26日庁訓第59号)(抄)

- 1 この訓令は、昭和35年12月26日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。(ただし書略)

附 則(昭和36年2月20日庁訓第7号)

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則(昭和41年9月30日庁訓第30号)(抄)

- 1 この訓令は、昭和41年9月30日から施行する。(ただし書略)
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定及び附則第3項から第12項までの規定による改正後の各訓令の規定は、昭和41年7月1日から適用する。

附 則(昭和49年3月1日庁訓第3号)(抄)

- 1 この訓令は、昭和49年3月1日から施行し、第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則第1条の規定は昭和48年10月16日から、同訓令第2条、第8条、第9条、第13条、附則第5項及び別紙第2の規定並びに第2条の規定による改正後の更生指導業務の実施に関する訓令の規定は、昭和48年12月1日から適用する。

附 則(昭和57年4月30日庁訓第19号)

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則(平成3年3月19日庁訓第5号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)(抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。  
附 則(平成21年3月27日庁訓第22号)(抄)
- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。(ただし書略)  
附 則(平成28年6月28日省訓第48号)  
この訓令は、平成28年6月28日から施行する。  
附 則(令和6年3月29日省訓第42号)(抄)  
(施行期日)
- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。